

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）

令和3年5月27日 議会全員協議会資料
健康こども部子育て支援課



新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、生活支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。（詳細が決まっていなかった**ひとり親世帯以外分**について、国から示されたため対応するもの）

1 支給対象者

(1) 令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている者であって、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者【申請不要】

※本給付事務に係る税情報の活用については、5月12日成立した「デジタル改革関連法案」により、可能となる見込み。

(2) (1)のほか、対象児童（18歳年度末までの子（障害児については20歳未満）※）の養育者であって、以下のいずれかに該当する者【要申請】

- ・令和3年度分の住民税均等割が非課税である者
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者（家計急変者）

※ 令和3年4月以降令和4年2月末までに生まれる新生児も対象

2 対象児童数

1,615人

※対象児童数は過年度の児童手当受給者数をもとに国が算出した数値

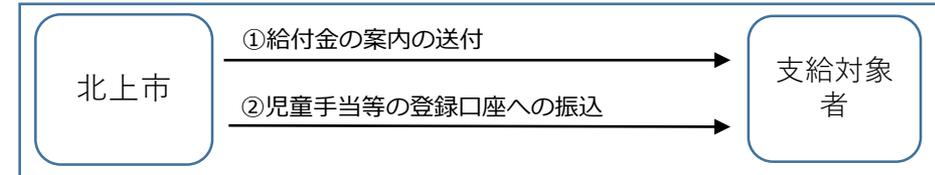
*ひとり親世帯分で算定済の児童は本給付の対象外

3 給付額

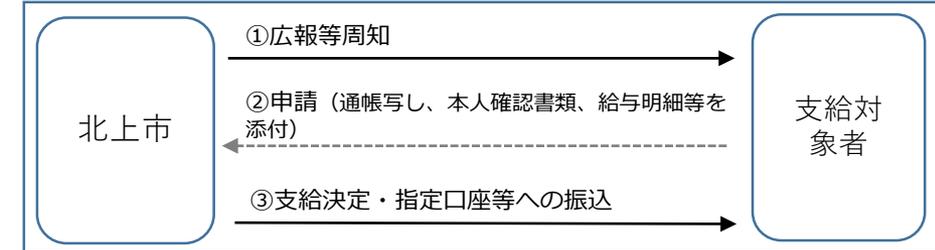
対象児童一人当たり 5万円

4 事業スキーム

(1) 申請不要の場合=積極支給



(2) 要申請の場合



5 費用・市の財政負担

全額国庫負担（10/10）

【事務費】	10,487千円	【事業費合計】	91,237千円
【扶助費】	80,750千円		

6 スケジュール

- 6月上旬 令和3年度市民税額の確定（令和2年の所得によって決定）
- 6月中旬 要綱制定
- 7月上旬 システム改修
- 7月中旬 支給対象者の洗い出し、支給通知
- 7月下旬 支給（申請不要者）、要申請者向け広報
- 8月以降 要申請者の受付、審査
翌月を目途に支給